

経済産業大臣 世 耕 弘 成 様

営業損害賠償等の継続を求める 要望書

令和元年7月3日

福島県南相馬市長 門 馬 和 夫

福島県南相馬市議会議長 今 村 裕

原町商工会議所会頭 高 橋 隆 助

鹿島商工会会長 澤 田 一 夫

小高商工会会長 平 田 廣 昭

ふくしま未来農業協同組合組合長 菅 野 孝 志

内閣総理大臣 安倍晋三様

営業損害賠償等の継続を求める 要望書

令和元年7月3日

福島県南相馬市長 門馬和夫

福島県南相馬市議会議長 今村 裕

原町商工会議所会頭 高橋隆助

鹿島商工会会長 澤田一夫

小高商工会会長 平田廣昭

ふくしま未来農業協同組合組合長 菅野孝志

復興大臣 渡辺博道様

営業損害賠償等の継続を求める 要望書

令和元年7月3日

福島県南相馬市長 門馬和夫

福島県南相馬市議会議長 今村 裕

原町商工会議所会頭 高橋隆助

鹿島商工会会長 澤田一夫

小高商工会会長 平田廣昭

ふくしま未来農業協同組合組合長 菅野孝志

文部科学大臣 柴 山 昌 彦 様

営業損害賠償等の継続を求める 要望書

令和元年7月3日

福島県南相馬市長 門 馬 和 夫

福島県南相馬市議会議長 今 村 裕

原町商工会議所会頭 高 橋 隆 助

鹿島商工会会長 澤 田 一 夫

小高商工会会長 平 田 廣 昭

ふくしま未来農業協同組合組合長 菅 野 孝 志

1 商工業者に対する賠償について

営業損害の逸失利益は、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいたもの若しくは現に営んでいるものにおいて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」といいます。）により、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合に認められるものです（中間指針）。

営業損害がいつまで認められるかについては、個別具体的な事情に応じて合理的に判断されるべきものであり、原子力損害賠償紛争審査会においても営業損害の終期は当面は示さないものとしています（中間指針第二次追補）。

本市においても、多数の市民が市外に避難し、現在も帰還していない者も多いこと、南相馬市の商圈（浪江町等の双葉地方、飯舘村等）においても帰還できないか、帰還者が少ない状態が続いており、本市の商工業者の従前の顧客、取引先や従業員が失われた状態にある業者も少なくありません。

本市は震災後の急激な人口減少（平成23年の7万1,494人から本年5月1日には5万3,907人に減少）

及び急激な老年人口比率の増加（平成23年の25.9%から平成27年には32.5%）に見舞われており、商工業者にも深刻な影響が生じています。

本市における復興事業はその最盛期を終え、地域経済は急速に縮小しています。すなわち、南相馬地域商工業者実態調査報告（原町商工会議所及び福島大学うつくしまふくしま未来支援センター）では、本市原町区及び鹿島区で平成28年、29年をピークに売り上げが減少した業種が拡大しつつあり、原町区においても5割から6割の事業所が震災前水準の売上を回復していないこと、小高区に帰還している業者は、前記2区に比べて売り上げの回復が最も遅れており、厳しい状況が続いていることが報告されています。

一方、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」といいます。）は、営業損害について消極的な姿勢を取っています。すなわち、平成27年以降の損害についてはいわゆる2倍一括賠償という枠組みで支払いを行い、やむを得ない特段の事情により損害の継続を余儀なくされた場合に超過賠償を行うという枠組みを採用してお

ります。(2015年6月17日付プレスリリース)。

このような「特段の事情」という表現を用いていることから、超過賠償は例外的な特別の事情がある場合に限られるとする見解を東京電力がとっていると理解されてもやむを得ないと考えられます。

なぜならば「特段」とは「特別」の同義語であり、「特段の事情」という用語は、立証責任の負担を当該事情を立証させようとする者に負わせるときに裁判所が利用する用語だからです。

東京電力自身が「やむを得ない」という用語を使用していることから、「やむを得ない特段の事情」とは例外的な場合を意味するものと言えます。

しかし、このような判断枠組み自体が「個別具体的に」という中間指針の立場からはかけ離れたものです。

そして、東京電力は超過賠償への支払いにほとんど応じていません。平成30年4月末時点で、超過賠償が請求された600件のうち、合意されたのは1件のみです。

以上のことから東京電力は、「特段の事情」を狭く解し、個別具体的な事情を丁寧に見ていないものと考えざるを

得ません。これは、東京電力が3つの誓いとしてあげているうちの1.「最後の一人まで賠償貫徹」、2.「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」という約束に反するものといえます。

2 農林水産業者に対する賠償について

農林水産業者に関する中間指針における賠償の終期の考え方は、先に述べた商工業者と同様です。すなわち、農林水産業者についても原発事故が原因となり、同事故前と同等の事業活動を営むことのできない状況が続く限り、各事業者の個別・具体的事情に応じて、営農損害賠償は続けられるべきであり、本市の農林水産業者については、以下のような事情から休業や収益の減少を余儀なくされることから、今後も損害発生が継続が想定されます。

避難指示等による避難等により、耕作・施業を断念し、または耕作等を休止した農林業者がいることにより、従来複数の農林業者で管理してきた農道、林道、水路といった生産基盤の復旧・維持が困難な状況もいまだに存在します。

本市の漁業者の操業海域における魚介類の多くに漁獲・摂取制限がされています。このことから当然に、漁業

者は従前と同等の漁獲量・収益を確保できません。

原発事故に伴う避難や生産活動の休止の中で、生産者の高齢化は進み、体力の衰えから、原発事故前と同じ作業を行うことが、困難な状況にあります。

原発事故による避難、生産活動に関する制限により、生産活動ができない間、放置せざるを得なかった生産のための機械、道具といった生産設備は劣化が進み、そのままでは使用できない状態も一部で続いています。生産設備を修繕し、劣化の激しい物は、容易に修繕・買い換えをすることができない事業者もいます。

こうしたことから、旧避難指示解除準備区域においては帰還し、生産活動に関する制限が解除されても、直ちに従前と同等の耕作・操業を再開できるとは限りません。

農林業者が生産する品目を変え、漁業者が漁業以外の事業に取り組むことが容易にできないことは当然です。

したがって、本市の農林水産業者については、避難指示や生産活動に関する制限の解除をもって、原発事故前と同等の生産活動ができるとして、一律に賠償を打ち切るべきではありません。

3 風評被害について

依然として諸外国で行われている、福島県や日本の生産物に関する輸入規制から端的に分かるように、原発事故被災地の生産物の放射性物質による汚染からの回復状況に関して、本市をはじめとする各市町村や福島県の努力にかかわらず、十分な理解が得られていません。

消費者又は取引先が、本市の生産物を放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠する心理は現実に継続しています。

したがって、原発事故と相当因果関係のある「風評被害」は、厳然として存在し続けているといえます。

4 原子力損害賠償紛争解決センターの和解案の尊重

東京電力は、浪江町の住民が集団で申し立てた和解仲介手続において原子力損害賠償紛争解決センター（以下「紛争解決センター」といいます。）が示した和解案の受諾を拒否したほか、他の集団申立て事案においても和解案の受諾を拒否することが続いています。また、集団申立て事案だけではなく個別の申立て案件についても、和解案の受諾を拒否している事案もあります。平成30年の紛争解決セ

ンターでの東京電力による和解案の拒否件数は49件であり、平成29年と比べて、45件も増加しています。

東京電力は3つの誓いの中で、和解仲介案の尊重を誓っているのであり、申立人が和解案受諾の意思を表示しているときは、和解案を受諾すべきです。

各事業者が復興するためには、損害賠償のみならず各種施策が必要になりますが、復興施策だけではなく損害賠償においても適切な対応がとられるべきです。

以上のことから、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 商工業者については、休業又は売上げ等の減少と原発事故との相当因果関係を、個別・具体的事情に応じて柔軟に判断し、賠償の継続を否定しないよう指導すること。

また、超過賠償において「やむを得ない特段の事情」という要件を削除し、損害との相当因果関係がある限り賠償を継続させること。

- 2 本市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の農林業者については、今後も、損害が発生し続ける限り、引き続きこれを確実に賠償させること。また、生産活動を

再開した農林業者に対しても損害が続く限り賠償させること。

さらに、本市の前述の区域以外の農林業者については、政府等による生産活動に関する制限の解除等により機械的に賠償の継続を否定することなく、生産活動の断念について個別・具体的事情に応じて柔軟に判断し、生産の停止又は縮小による収益の減少分の賠償を確実に行わせること。水産業者に対しても、同様に損害が生じ続ける限り、引き続きこれを確実に賠償させること。

- 3 風評被害の賠償については、個別・具体的事情に照らし、売上げ等の減少と原発事故との相当因果関係を柔軟に判断し、収益の減少分について確実な賠償を継続させること。
- 4 東京電力は紛争解決センターが和解仲介手続きにおいて提示する和解案を尊重し、申立人が受諾の意向を表明しているときは、和解を行うように強く指導すること。

以 上